

季節性インフルエンザ予防接種のご案内

下記の通り、平成 30 年 10 月 9 日(火)から「季節性インフルエンザ予防接種」を開始します。

インフルエンザワクチンは、あくまでも重症化予防を目的とするワクチンです。従って、接種を受けてもインフルエンザにかかることがあります。

ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後 2 週間後から約 5 ヶ月です。

過去の発生状況から考えて、10 月から 12 月中旬までに接種することが推奨されています。

一般の方

実施期間	<ul style="list-style-type: none">・平成 30 年 10 月 9 日(火)～※ワクチンが無くなり次第終了します。
申込方法	<ul style="list-style-type: none">・予約は不要です。・外来通院患者様は受診の際に担当医にお申し出ください。当日接種が基本ですが、治療への影響等を含め医学的に判断します。・上記以外の方は、以下の対応時間内にお越しください。
対応時間	<ul style="list-style-type: none">・月曜日～金曜日午前の部… 9:00 ～ 11:30午後の部… 13:30 ～ 15:30・土曜日(第 1・3 のみ)午前の部… 9:00 ～ 11:30 <p>※但し、休院日(日曜・祝日・年末年始 12/29～1/3)を除く</p>
接種料金 (1 回接種)	<ul style="list-style-type: none">・一般の方…4,800 円・当院受診中の方…3,500 円

高齢者インフルエンザ予防接種

(千代田区民の方)

当院は千代田区で実施する高齢者インフルエンザ予防接種事業の協力医療機関です。

予防接種実施日に千代田保健所発行の「予診票」を必ず持参してください。お忘れになった場合、本事業対象者としての取り扱いが出来ないため、通常料金をお支払いいただきます。

なお、予診票は「体温」以外の箇所をあらかじめご記入してください。

対象	<p>・接種日現在、次の①又は②に該当する千代田区民の方</p> <p>①満 65 歳以上の方(昭和 29 年 1 月 1 日以前生まれの方)</p> <p>②平成 30 年度に 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害がある方のうち、1 級相当の身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>※23 区相互協定により都内他区民の方でも対応できますが、居住地の保健所等が発行する「<u>予診票</u>」を必ず持参してください。</p>
接種料金 (1 回接種)	<p>・無料</p> <p>※千代田区以外の区で高齢者インフルエンザ予防接種事業に該当する方は、それぞれの区で定める一部負担金をお支払いいただきます。</p>

※その他の事項は、上記「一般の方」と同じです。